生徒会会則

第1章総則

第1条 この会は聖徳中学校生徒会といいます。

第2条 この会は聖徳中学校の生徒を会員とします。

第3条 この会は本部を聖徳中学校におきます。

第2章 目的

第4条 この会の目的は本校の教育目標に従い会員の自発的,自治的活動によって,学校生活を明るく楽しく心身ともに健全な人間となるようにつとめることにあります。

第3章 機 関

第5条 この会は前章の目的を達成するために次の機関をおきます。

議決機関として(I)生徒総会 (2)全校学級委員長会

執行機関として(I) 中央執行部会 (2) 執行部会 (3) 委員会(環境・生活・図書・報道・保体・厚生)

第1節 生徒総会

第6条(構成)生徒総会はこの会の会員で構成します。

第7条(招集)生徒総会は最高の議決機関であって,必要に応じて会長が招集します。

第8条(任務)生徒総会は次のことがらを審議議決します。

(1) 事業計画

- (2) 予算と決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他必要なことがら

第2節 全校学級委員長会

第9条(構成)全校学級委員長会は各学級からえらばれた学級委員長によって構成します。

(特別対応)生徒総会が行えない場合は,全校学級委員長会において,審議議決をします。

- 第 10 条(招集)全校学級委員長会は生徒総会につぐ議決機関で必要なと きに会長が招集します。
- 第 11条(任期)学級委員長の任期は半年とします。
- 第 12 条(任務)全校学級委員長会は次のことがらを審議議決します。
 - (1) 執行部から出されることがら
 - (2) 各学級から出されることがら
 - (3) その他必要なことがらや急を要することがら
- 第 13 条(議長)全校学級委員長会の正副議長は学級委員長の中からえらびます。

第3節 中央執行部会

- 第 | 4条(構成)中央執行部会は会長,副会長,会計,書記, | 年学年代表で構成します。
- 第 15 条(招集)中央執行部会は必要に応じて会長が招集します。

第 16 条(任務) 中央執行部会は生徒会活動発展のために執行部を代表し、 諸機関への提案,協力等を行います。

第4節 執行部会

- 第 17 条 (構成) 執行部会は会長, 副会長, 会計, 書記, 1年学年代表と各委 員会の委員長で構成します。
- 第 18 条(招集)執行部会は必要に応じて会長が招集します。
- 第 19 条 (任務) 執行部会はこの会の執行機関の中心であり、この会の事業 全般の運営やスローガンの実行にあたります。
- 第20条(任務)執行部会は次のことがらを行います。
 - (1) 総会で議決されたことがらの執行
 - (2) 総会や全校学級委員長会に出す議案の作成
 - (3) 行事計画の立案
 - (4) その他必要なことがら

第5節 委員会

- 第21条(構成)委員会は各学級の代表によって構成します。
- 第22条(招集)各委員会は必要に応じて各委員長が招集します。
- 第 23 条(運営)各委員会は委員長1名,副委員長2名の計3名で運営します。
- 第24条(任務)各委員会は次のことがらを行います。
 - (I) 環境整備活動に関すること(環境委員会)
 - (2) 生活活動に関すること(生活委員会)

- (3) 図書活動に関すること(図書委員会)
- (4) 報道活動に関すること(報道委員会)
- (5) 保健体育活動に関すること(保体委員会)
- (6) 厚生活動に関すること(厚生委員会)
- 第 25 条(委員)各委員は各学級を代表し,各学級の係,グループ活動と各 委員会活動のつながりを密接にし,お互いの活動を積極的に進めま す。
- 第26条(任期)各委員会の任期は半年とします。
- 第 27 条(学年委員会)各委員会の活動を活発に行うために必要なときに 学年委員会を設けます。

第4章 その他の部会

第28条 次の諸機関を設置します。

(1) 部活動部長会

第5章 役 員

第29条 この会に次の役員をおきます。

会 長 1名

副 会 長 2名(男女)

会 計 若干名

書 記 若干名

|年学年代表 2名

委員会正副委員長 18名

- 第30条(会長)会長はこの会を代表し、この会の目的達成につとめます。
- 第 31 条(副会長)副会長は会長を補佐し,会長に事故あるときはその職務 を代行します。
- 第32条(会計)会計はこの会の会計事務を行います。
- 第33条(書記)書記はこの会の運営に必要な事務を行います。
- 第 34 条(委員長)各委員長は委員会をまとめ,各委員会諸活動の運営に あたります。
- 第35条(任命)会長及び副会長は本会員全員の選挙によって決定し会計・ 書記・その他の役員は会長が委任します。
- 第 36 条(任期)役員の任期は1期とし1月 1日から翌年 12 月 31 日まで とします。
- 第37条 会長,副会長に欠員ができた場合は補欠選挙を行います。
- 第38条 役員に欠員ができたとき、次の役員の任期は残りの期間とします。

第6章 会 議

- 第 39 条 この会の会議はすべて3分の2以上の出席で成立し,議決は過半 数で行い,可否同数のときは,議長が決めます。
- 第40条 会議はすべて公開とします。

第7章 会計

- 第41条 この会の会計年度は学年始めから学年末までとします。
- 第42条 この会の会計は会費その他でまかないます。

第8章 学年生徒会

第1節目 的

第43条 この会の目的は生徒会と連携しながら学年全員の自主的,自治的活動によって各学年がより充実した生活がおくれるようにつとめることにあります。

第2節 任 務

- 第 44 条 この目的を達成するために学年生徒総会,学年学級委員長会をおき,次のことがらに取り組みます。
 - (1) 学年の生活について
 - (2) 学年の学習について
 - (3) 学年の行事について
 - (4) その他必要なことがらについて

第3節 学年生徒総会

- 第 45 条 (構成) 学年生徒総会は学年の生徒会員で構成します。
- 第 46 条(招集)学年生徒総会は学年生徒会の最高議決機関であり,必要 に応じて学年委員長が招集します。
- 第4節 学年学級委員長会
- 第 47 条 (構成) 学年学級委員長会は各学級から選ばれた学級委員長によって構成します。
- 第 48 条 この会には学年学級委員長会の中で選挙された学年委員長 1名 と副学年委員長2名(男女)をおきます。
- 第 49 条(招集)学年学級委員長会は必要に 応じて学年委員長が招集し

ます。

第9章 改 正

第50条 会則の改正は生徒総会又は全校学級委員長会で決めます。

第10章附 則

第51条 生徒会の活動を盛んにするために先生方の指導をうけます。

第52条 生徒会で議決したことは校長先生の承認の上で実行します。

第53条 この会則は校長先生の承認を得た日から実施します。

第54条 この会の運営に必要な細則は別に定めます。

